

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

申請者は、松戸市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第1項第1号アからケまで（同条例第27条第4項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

条例第15条第1項第1号アからケまでの内容

- ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者
- イ 第31条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第31条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- ウ 第31条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（ケにおいて「暴力団員等」という。）
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの